

身体障がい者等減免適用範囲

障がいの区分			障がいの級別	
			本人運転の場合	家族運転・常時介護者運転
身体障害者手帳所持者（赤）	視覚障害		1 級～ 4 級	左に同じ
	聴覚障害		2 級・ 3 級	左に同じ
	平衡機能障害		3 級	左に同じ
	音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
	上肢不自由		1 級・ 2 級	左に同じ
	下肢不自由		1 級～ 6 級 ※	1 級～ 3 級
	体幹不自由		1 級～ 3 級・ 5 級	1 級～ 3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級・ 2 級	左に同じ
		移動機能	1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
	心臓機能障害		1 級・ 3 級	左に同じ
	腎臓機能障害		1 級・ 3 級	左に同じ
	呼吸器機能障害		1 級・ 3 級	左に同じ
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1 級・ 3 級	左に同じ
	小腸の機能障害		1 級・ 3 級	左に同じ
	免疫機能障害		1 級～ 3 級	左に同じ
	肝臓機能障害		1 級～ 3 級	左に同じ
療育手帳所持者（紺）				A
精神障害者保健福祉手帳所持者（緑）				1 級（自立支援医療受給者証の交付を受けている人に限る）

※身体障害者手帳下肢不自由においては、7 級に該当する障害が2 以上重複する場合は6 級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

●戦傷病者手帳の適用範囲については税務課へ問い合わせください。

●毎年4 月1 日時点で適用範囲の人が減免対象となります。

運転者・所有者・使用目的の関係

運転者	所有者	使用目的
障がい者本人	障がい者	目的は問わない
障がい者と住居および生計を一にする者	障がい者	身体障がい者等の 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業等
	障がい者と住居および生計を一にする者	
障がい者を常時介護する者	障がい者	
	障がい者と住居および生計を一にする者（未成年者若しくは70歳以上の者に限る）	